6～8　（略）

（削る）

9～11　（略）

**別表第二**（二）　出張所（第百十八条関係）

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 仙台検疫所大船渡・気仙沼出張所 | 大船渡市大船渡町 |
| 仙台検疫所花巻空港出張所 | 花巻市東宮野目 |
| （略） | （略） |

**附　則**

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

**○厚生労働省令第六十八号**

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （本省及び中央労働委員会の定員）<br>**第一条**　厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。 | （本省及び中央労働委員会の定員）<br>**第一条**　厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。 |

改正後

| 区分 | 定員 | 備考 |
|---|---|---|
| 本省 | 三三、六六一人 | （略） |
| 中央労働委員会 | 九八人 | （略） |
| 合計 | 三三、七五九人 | |

改正前

| 区分 | 定員 | 備考 |
|---|---|---|
| 本省 | 三三、四一八人 | （略） |
| 中央労働委員会 | 九九人 | （略） |
| 合計 | 三三、五一七人 | |

**附　則**

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

**○厚生労働省令第六十九号**

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条及び第十二条第一項並びに予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第三条の規定に基づき、予防接種法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三

7～9　（略）

（再乱用防止対策官の設置期間の特例）

10　第七百二十八条第二項第五号ロの再乱用防止対策官は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

11～13　（略）

**別表第二**（二）　出張所（第百十八条関係）

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 仙台検疫所大船渡・気仙沼出張所 | 大船渡市大船渡町 |
| （新設） | （新設） |
| （略） | （略） |